

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 8 月 25 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700124号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700067号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成24年5月1日から同年4月12日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成24年4月12日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年4月12日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年4月12日から同年5月1日まで

厚生年金保険の記録において、A社が当初の被保険者資格取得年月日を平成24年4月12日に訂正する届出を行ったが、当該届出は事実発生の日から2年以上経過していたことから、請求期間については厚生年金保険法第75条本文該当期間として記録されることになった。

しかし、請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、調査の上、請求期間を保険給付の計算の基礎となる被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の平成24年4月及び同年5月に係るタイムカード及び給料明細書並びに同社の回答により、請求者は、請求期間も同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、A社における請求者に係る厚生年金保険の記録及び同社から提出された給料明細書の厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に請求者の厚生年金保険被保険者資格取得年月日の訂正届を年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700137号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700069号

第1 結論

請求者のA社における平成26年4月1日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成26年4月から同年10月までの標準報酬月額については、22万円を41万円とする。

平成26年4月から同年10月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年4月から同年10月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年4月1日から同年11月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における標準報酬月額のうち、請求期間の標準報酬月額が、実際に支給された給与額より低く記録されているので、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与支給明細書、平成26年分の所得税の申告内容確認票B(本人用)及び平成27年度市民税・県民税更正(決定)通知書並びにA社の元従業員から提出された給与支給明細書及び平成26年分給与所得の源泉徴収票から判断すると、請求者が、請求期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与支給明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主から回答を得られず、同社の破産管財人は不明と回答しているものの、請求期間について、年金事務所が保管する請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額に見合う額となっていることから、報酬月額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額とする当該届が事業主から提出され、その結果、年金事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700076号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700070号

第1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者のA社における平成17年5月1日から平成18年10月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成17年5月から平成18年9月までは9万8,000円を10万4,000円とする。
平成17年5月から平成18年9月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成17年5月から平成18年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における標準賞与額を平成16年7月30日は15万円、同年12月28日は25万円、平成17年7月29日は28万円、同年12月29日は25万円及び平成18年7月31日は30万円に訂正することが必要である。
平成16年7月30日、同年12月28日、平成17年7月29日、同年12月29日及び平成18年7月31日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成16年7月30日、同年12月28日、平成17年7月29日、同年12月29日及び平成18年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 3 請求期間のうち、請求者のB社における平成18年10月1日から平成19年6月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成18年10月から平成19年5月までは9万8,000円を10万4,000円とする。
平成18年10月から平成19年5月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
事業主が請求者に係る平成18年10月から平成19年5月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 4 請求者のB社における標準賞与額を平成18年12月29日及び平成19年7月31日は30万円、平成20年8月1日は21万円に訂正することが必要である。
平成18年12月29日、平成19年7月31日及び平成20年8月1日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。
事業主が請求者に係る平成18年12月29日、平成19年7月31日及び平成20年8月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 5 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏 名 : 女
基礎年金番号 :

生年月日：昭和54年生

住所：

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成16年1月1日から平成18年10月1日まで
② 平成16年7月30日
③ 平成16年12月28日
④ 平成17年7月29日
⑤ 平成17年12月29日
⑥ 平成18年7月31日
⑦ 平成18年10月1日から平成20年12月1日まで
⑧ 平成18年12月29日
⑨ 平成19年7月31日
⑩ 平成20年8月1日

請求期間①については、A社で勤務していた期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録が、実際に支払われた給与額よりも低い額で記録されている。また、請求期間②から⑥までの各期間については、同社から、それぞれの期間に支払われた賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

請求期間⑦については、B社で勤務していた期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録が、実際に支払われた給与額よりも低い額で記録されている。また、請求期間⑧、⑨及び⑩については、同社から、それぞれの期間に支払われた賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成17年5月1日から平成18年10月1日までの期間について、請求者から提出された預金通帳及びC市から提出された請求者に係る所得照会回答用証明書から判断すると、請求者が、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額より高い報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高い厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成17年5月1日から平成18年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の所得照会回答用証明書により推認できる厚生年金保険料控除額から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成17年5月1日から平成18年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主は、請求者の請求内容どおりの届出及び保険料納付を行っていない旨回答及び陳述していることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成17年5月から平成18年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、平成16年1月1日から平成17年1月1日までの期間について、請求者から提出された預金通帳を見ると、請求者が、当該期間において、オンライン記録の標準

報酬月額より高い報酬月額の支払を受けていたことが確認できるものの、請求者の当該期間の給与から控除された厚生年金保険料額を確認又は推認できる給料明細書等の資料が見当たらない。

また、請求期間①のうち、平成 17 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、請求者から提出された預金通帳及びC市から提出された請求者に係る所得照会回答用証明書から判断すると、当該期間において、事業主が源泉控除していたと推認される厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、同法による記録の訂正を認めることはできない。

3 請求期間②から⑥までの各期間について、請求者から提出された預金通帳により、請求者が、当該各期間に、A社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、A社の複数の元従業員が所持する請求期間②から⑥までの各期間に係る賞与明細書において、各人の賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者が、A社から請求期間②から⑥までの各期間に係る賞与の支払を受け、当該各期間の賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間②から⑥までの各期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳に記載されている振込額、複数の元従業員の賞与明細書における賞与額及び厚生年金保険料控除額から推認できる賞与額及び厚生年金保険料額から、請求期間②は 15 万円、請求期間③は 25 万円、請求期間④は 28 万円、請求期間⑤は 25 万円及び請求期間⑥は 30 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②から⑥までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、A社の元事業主は、請求者の当該各期間に係る賞与の届出及び保険料納付を行っていない旨回答及び陳述していることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4 請求期間⑦のうち、平成 18 年 10 月 1 日から平成 19 年 6 月 1 日までの期間について、請求者から提出された預金通帳及びC市から提出された請求者に係る所得照会回答用証明書から判断すると、請求者が、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額より高い報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高い厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成 18 年 10 月 1 日から平成 19 年 6 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の所得照会回答用証明書により推認できる厚生年金保険料控除額から、10 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成 18 年 10 月 1 日から平成 19 年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、資料を保管しておらず、請求者の当該期間の報酬月額に係る届出及び保険料納付について不明である旨回答しており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおり

の厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

5 請求期間⑦のうち、平成19年6月1日から平成20年12月1日までの期間について、請求者から提出された預金通帳及びC市から提出された請求者に係る所得照会回答用証明書から判断すると、当該期間において、事業主が源泉控除していたと推認される厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額と同額又は低い額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、同法による記録の訂正を認めることはできない。

6 請求期間⑧、⑨及び⑩について、請求者から提出された預金通帳により、請求者が、当該各期間に、B社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、B社の複数の元従業員が所持する請求期間⑧、⑨及び⑩に係る賞与明細書において、各人の賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者が、B社から請求期間⑧、⑨及び⑩に係る賞与の支払を受け、当該各期間の賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間⑧、⑨及び⑩に係る標準賞与額については、前述の預金通帳に記載されている振込額、複数の元従業員の賞与明細書における賞与額及び厚生年金保険料控除額から推認できる賞与額及び厚生年金保険料額から、請求期間⑧及び⑨は30万円、請求期間⑩は21万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間⑧、⑨及び⑩に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、資料を保管しておらず、請求者の当該各期間に係る賞与の届出及び保険料納付について不明である旨回答しており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700107号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700027号

第1 結論

昭和51年8月から昭和52年1月までの請求期間、昭和57年2月から昭和58年6月までの請求期間、昭和60年4月から同年8月までの請求期間及び昭和61年7月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和51年8月から昭和52年1月まで
② 昭和57年2月から昭和58年6月まで
③ 昭和60年4月から同年8月まで
④ 昭和61年7月

請求期間①から④までの国民年金の加入手続については、勤務していた事業所を退職するたびに、A県B市C区役所において手続を行った。手続の際には、いずれも請求期間①前のD社に勤務した際にもらった厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳を持参した。

請求期間①から④までの国民年金保険料については、明確な時期を記憶していないが、送付されてきた納付書を使用して、E銀行(現在は、F銀行)、郵便局又はB市C区役所のいずれかにおいて納付した。

年金手帳以外に資料を保管していないが、請求期間①から④までの国民年金保険料を納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①から④までの各期間について、いずれも、B市C区役所において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は納付書を使用して納付した旨主張している。

しかしながら、初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号が住所地の市町村において払い出されるところ、請求者の国民年金手帳記号番号である「G-*」は、同番号前後の国民年金被保険者の記録等から判断すると、B市C区ではなくH県I市において、平成6年8月に行われた加入手続により払い出されたものと推認できる上、「国民年金手帳の記号番号の設定及び管理要綱について」(昭和35年7月28日付け年国発第27号)によると、「G」で始まる国民年金手帳記号番号は、同市を管轄するJ社会保険事務所(当時)が付与したものであることが確認できる。

また、請求者が所持する2冊の年金手帳のうち、国民年金手帳記号番号(G-*)が記載された年金手帳を見ると、「初めて上記被保険者となった日」欄に平成5年8月29日と記載されており、請求者は、当該年金手帳以外に国民年金手帳記号番号が記載された年金手帳を所持していた記憶は無いとしている。

さらに、請求者に係るI市の国民年金被保険者台帳を見ると、前述の年金手帳に記載された日付と同日の平成5年8月29日に国民年金被保険者資格を取得した旨の記録を確認できるが、請求期間①から④までの各期間において国民年金被保険者資格を取得した旨の記録は見当たらない。

加えて、前述とは別の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、年金情報総合管理・照合システム（紙台帳検索システム）により、請求期間①から④までの各期間にB市C区において払い出された国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

これらの事情から判断すると、請求期間①から④までの各期間は国民年金の未加入期間であり、当該期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、請求者は、当該期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、請求期間①から④までの各期間に係る国民年金の加入手続の際に、請求者がB市C区役所に持参したとする前述とは別の年金手帳を見ると、厚生年金保険の記号番号（*）及び「はじめて被保険者となった日」欄に請求者が請求期間①直前に勤務したD社における厚生年金保険被保険者資格取得日（昭和50年9月11日）が記載されているが、国民年金手帳記号番号が記載されていない。仮に、請求者の陳述どおりに加入手続が行われた場合、請求者は同区役所に対し当該年金手帳を合計4回提出したことになるが、4回とも、当該年金手帳に加入手続が行われた場合に払い出される国民年金手帳記号番号が記載されなかったとは考え難く、請求者の当該年金手帳に関する陳述には不合理な点がある。

さらに、請求者が請求期間①から④までの各期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700105号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700068号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年4月10日から平成13年3月24日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち、請求期間が、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間と記録されている。調査の上、請求期間を保険給付の計算の基礎となる被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、日本年金機構C年金事務所から提出されたA社における請求者の請求期間に係る賃金台帳並びに同事務所及び請求者から提出された同社における請求者に係る出勤簿等から、請求者が、請求期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が、請求期間において、厚生年金保険被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が認められる場合とされているところ、B社は、「請求者の請求期間に係る厚生年金保険料は控除していない。」旨回答している上、前述の賃金台帳において、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていた記載は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。